

南三陸町企業版ふるさと納税マッチング支援業務 企画提案募集要項

1 業務の目的

自治体が行う地方創生事業に対し寄附を行った企業に、税負担の軽減措置が与えられる企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）制度は、地方への資金の流れをつくり、地方創生の充実・強化を図るものである。

当町としても、本制度を積極的に活用し、企業版ふるさと納税による寄附を行う見込みのある企業（以下寄附見込企業という）への働きかけを行い、寄附の獲得を目指ものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

南三陸町企業版ふるさと納税マッチング支援業務

(2) 業務内容

別添仕様書を参照

※提案型とするため、仕様書に定めることは必要最小限と考えられることを記載しており、仕様内容については遵守すること。また、仕様を満たさない場合であっても、具体的な代替案が提案できる場合は、この限りではない。

(3) 契約期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

(4) 契約限度額

委託金額の算定は寄附金額の15%以内とし、受託料率を示すこと。

3 参加資格

参加者は、次に掲げる企画提案参加資格（以下「参加資格」という。）の要件をすべて満たしている者であり、かつ、町から参加資格の確認を受けた者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、代表者を定めただけで参加するものとし、町との契約の当事者は当該代表者とする。また、構成員の全てが以下の要件を満たすものであること。

- (1) 本業務の実施について、町の要請に応じて迅速かつ円滑に対応できる体制を整えていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定す

る再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは構成手続開始の申立てがされている者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

- (4) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 事業者の代表者、役員(執行役員を含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (6) 単独で企画提案を申し込む者は、他の共同提案の構成員となっていないこと。

4 スケジュール

内容	期日
公募型プロポーザル公告(参加資格受付開始)	令和3年7月16日(金)
質問書受付期間	令和3年7月30日(金)
質問に対する回答	令和3年8月3日(火)
参加申込書類提出期限	令和3年8月5日(木) 必着
参加資格確認結果の通知	令和3年8月18日(水)
企画提案書等提出期限	令和3年8月24日(火) 必着
プロポーザル審査委員会	令和3年8月26日(木)
企画提案結果通知	令和3年8月下旬
契約締結	令和3年8月下旬以降

5 参加申込

- (1) 受付期間 公告の日から令和3年8月5日(木)17時まで
(持参での受付は土日を除く平日の9時から17時まで)
- (2) 提出書類
次のとおり。なお、共同提案の場合は、代表者以外の構成員についても、それぞれ以下の書類を提出すること。
- ①南三陸町における競争入札等参加資格を有している者
- ・参加申込書【様式1】
- ②南三陸町における競争入札等参加資格を有していない者
- 参加申込書【様式1】のほか、以下の書類のうち該当するものを提出すること。
- ・登記簿謄本(正本)(発行後3か月以内のもの。法人に限る。)

- ・商号登記簿謄本（正本）（発行後3か月以内のもの。個人で商号を用いる者に限る。）
- ・身分証明書（正本）（発行後3か月以内のもの。個人で商号を用いないで営業している者に限る。本籍地の市区町村が発行するもの。）
- ・登記されていないことの証明書（正本）（発行後3か月以内のもの。個人で商号を用いないで営業している者に限る。）
- ・財務諸表（直前決算のもの。貸借対照表及び損益計算書）
- ・法人事業税の納税証明書（正本）（法人に限る。）
- ・法人税又は所得税の納税証明書その1（正本）
- ・消費税及び地方消費税の納税証明書その1（正本）

③会社案内パンフレット等

(3) 提出方法

参加申込書【様式1】は「17 提出・問合せ先」まで電子メールにて提出することとし、他の提出書類については、8月12日まで持参又は郵送により提出すること。

6 参加資格確認結果の通知 令和3年8月18日（水）

参加申込書の提出があった全ての者の資格審査を行い、当該応募者に参加資格審査結果通知書により、参加資格の可否を通知する。

7 質問及び回答の方法等

本プロポーザルに関する質問は、企画提案書の作成及び提出に必要な事項並びに業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問並びに提案内容に係る質問は一切受け付けない。

①提出方法

質問書【様式2】を添付のうえ、電子メールにて提出すること。

※件名は「【事業者名】企業版ふるさと納税マッチング支援業務」とすること。

※送信後、「17 提出・問合せ先」まで電話確認を行うこと。

※質問の内容について個別に確認する場合がある。

②受付期間

参加申込書提出から令和3年7月30日（金）17時まで

③回答方法

質問への回答は、質問事項と回答事項を取りまとめて、南三陸町ホームページにより回答する。

④質問書提出先

E-MAIL : sousei@town.minamisanriku.miyagi.jp

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式 A4横又はA4縦左綴じ）

提案書は、仕様書及び審査項目に沿った内容とし、具体的に作成すること。

イ 業務実施体制調書【様式3】

ウ 企業版ふるさと納税関連業務実績書【様式4】

エ 見積書（任意様式）

見積書の宛先は南三陸町長とし、記入要領は、次のとおりとする。

- ・見積金額は消費税込みの金額とすること。
- ・見積金額には寄附金あたりの%を記入すること。（15%以内）

(2) 提出期限

令和3年8月24日（火）17時まで

(3) 提出方法

「17 提出・問合せ先」まで電子メールにて提出することとし、受信容量が10メガ以上の場合はデータ便を利用すること。

(4) 特記事項

参加申込書【様式1】の提出後に提案書の提出を辞退する場合は、その理由を記載して、企画提案書提出期限までに通知すること。（任意様式）

9 企画提案書等の取扱い

(1) 著作権

企画提案書等の著作権は提案事業者に帰属するが、町が必要と認めた場合は、提案事業者の許可を得ず、無償で公表又は使用することができる。

(2) 返却

提出された企画提案書等は返却しない。

10 企画提案のプレゼンテーション

(1) 開催日 令和3年8月26日（木）午後1時30分から

(2) 場所 南三陸町役場本庁舎2階 2-1、2-2会議室

(3) 提案者 プレゼンテーションの説明者は、関係事業者を含めて3名までとする。

(4) その他 ①プレゼンテーション時間は、説明20分、質疑10分を目安とする。

②プレゼンテーションでパソコンを使用する場合は、あらかじめ企画課まで連絡すること。

③当日のプレゼンテーションの時刻を変更する場合は、後日連絡する。

④オンラインによるプレゼンテーションを可とする。

11 選定方法・審査項目

(1) 選定方法

審査は、提案書類及びプレゼンテーションにより、次の審査項目により総合的に審査し、委託候補者を選定する。

(2) 審査項目

項目	配点		点数
実施内容	提案内容	寄附見込企業に対する働きかけの方法は効果的かつ実現性のあるものとなっているか。	25点
		PRや地方創生事業の企画助言等、寄附獲得に資する支援について効果的な提案がなされているか。	20点
		提案者独自のノウハウやネットワーク、視点を生かした手法が提案されているか。	20点
業務遂行能力	人員及び組織体制	制度及び業務の目的を理解し、業務を適正かつ確実に実施するための体制が整っているか。	25点
	実績	自治体や企業における類似業務の受注実績	10点
合計			100点

(3) 候補者の決定

審査項目ごとに評価・評点を行い、合計した総得点により順位をつける。同点の場合は、提出された見積書の受託料率を比較し、低い事業者を委託候補者とする。受託料率も同率の場合は、審査委員会において協議の上、総合順位を決定する。

1.2 結果通知

選定結果は、参加事業者あて8月下旬に書面で通知する。

1.3 参加事業者の失格

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- ① 契約締結までの期間に本要項の参加資格に掲げる要件を満たさなくなった場合。
- ② 提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合。
- ③ 他の参加者の応募を妨害した場合。
- ④ 本要項に違反した場合。

1 4 公表

選定結果の通知後、南三陸町ホームページにおいて、以下の内容を公表する。

- ①参加事業者数
- ②委託候補者の名称、採点結果の合計点
- ③次点委託候補者の名称、採点結果の合計点

1 5 契約締結

- (1) 委託候補者に対して契約締結の協議を行う。
- (2) 委託候補者と協議が調わない場合は、次点委託候補者と協議を行う。
- (3) 契約内容は、提示している仕様書に提案内容を加え協議を行い決定する。

1 6 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書の作成及び提出等に関する費用は、提出事業者の負担とする。
- (3) 提出期限以降における企画提案書及び資料の差し替えは認めない。
- (4) 企画提案書の提出後に、プロポーザル審査会への参加を辞退する場合は、速やかに「参加辞退届（様式5号）」を「17提出・問合せ先」まで電子メールにて提出すること。

1 7 提出・問合せ先

南三陸町役場企画課

〒986-0725 宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田101番地

南三陸町役場本庁舎2階 企画課 地方創生推進係

TEL : 0226-46-1371

FAX : 0226-46-5348

E-MAIL : sousei@town.minamisanriku.miyagi.jp